

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請をされる方へ

補助金交付申請の前に

「新設浄化槽設置者講習会」を保健所で受講して下さい。

日程は以下の通りです。

- ・講習日時 毎月第2火曜日の午後1時から受付しています。
- ・講習場所 杵藤保健所
- ・本人がいけない場合は、同居人の成人でも可。

「浄化槽設置届出書」を保健所に提出して下さい。

この届出は、施工業者が設置本人に代わって行います。詳しくは、施工業者にお問合せ下さい。

補助金交付申請について

補助金の申請には補助金交付申請書（様式第1号）の他、下記の書類が必要です。申請の際には、すべての書類を揃えてから提出して下さい。

（添付書類）

- （1）浄化槽設置届出書の写し
- （2）住宅を借りている者は、所有者の承諾書
- （3）社団法人全国浄化槽団体連合会の、小型合併処理浄化槽機能保証に基づいて登録された保証登録
- （4）設置申請場所の地図「ゼンリン地図でも可」
- （5）平面図（給排水系統図、各階平面図及び配置図）
- （6）工事請負契約書（合併処理浄化槽の設置に要する費用の見積書の写し）
- （7）専用住宅建築工事の工程の概要を示した工事工程表
- （8）誓約書（浄化槽協会の写し、町指定）
- （9）納税証明書（滞納者は納付誓約書）
- （10）工場生産浄化槽認定シート
- （11）新設浄化槽設置者講習会受講証の写し
- （12）合併処理浄化槽登録票
- （13）登録浄化槽管理票（C票）
- （14）浄化槽整備士の資格証又は、特別講習の終了証書の写し
- （15）住民票謄本の写し

補助金交付申請書及び添付書類の審査について

申請書の受理後に書類の審査を行います。その結果、内容に不備事項がない場合は、町長から補助金交付通知書（様式第 2 号）により通知いたします。また、内容に不備が生じた場合は、申請者に補助金申請却下通知書（様式第 3 号）により通知いたします。

補助金の変更申請について

補助金交付申請後に申請内容が変更となる場合は、変更承認申請書（様式第 4 号）を提出しなければなりません。

工事の着工について

工事の施工は、「江北町合併浄化槽施工基準」等を厳守して施工して下さい。（基準に満たない場合は、補助金は不交付となります。）

工事写真は厚生労働省が示した通りに撮って下さい。（国の会計検査）当該年度までの工事完了が必須条件となります。

実績報告について

工事完了後 1 ヶ月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認申請書を受理した日から 1 ヶ月以内）又は、当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書及び添付書類を提出して下さい。提出書類は、下記の通りですので、すべての書類が揃ってから提出して下さい。

（添付書類）

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との、業務委託契約書の写し
- （2） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （3） 浄化槽工事請負契約書の写し（変更後）
- （4） 合併処理浄化槽設置工事写真
（着工前、材料検収、基礎工事及び本体据付工、工事完了）
- （5） 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- （6） 浄化槽使用開始報告書の写し
- （7） 保守点検報告書の写し（使用開始前の点検）

補助金交付確定について

実績報告書の受理後に書類審査を行います。その結果内容に不備事項がない場合は、補助金交付額決定通知書（様式第 6 号）により通知いたします。なお、内容に不備が生じた場合は、不備事項について連絡します。

補助金交付請求について

補助金交付額確定通知書と補助金交付請求書（様式第 7 号）を送付しますので、必要事項を記入し提出して下さい。

補助金の交付について

郵便局以外の金融機関の指定口座に振り込みます。

補助金交付の取り消し及び補助金の返還について

下記により補助金を不正使用した場合は、補助金の返還をしなければなりません。

- ・ 不正の手段により補助金を受けたとき。
- ・ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ・ 補助金の交付の条件に違反したとき。

供用開始後の法定検査結果報告について

供用開始後 6 ヶ月の時点で第 7 条検査が実施されますので、その結果報告書に指摘事項があった場合は、工事の手直しを求めます。

尚、上記の諸手続きは、設置者本人の申請が原則ですが、施工業者の代行もできます。